

業 務 速 報

NO. 1377
2024. 4. 11
J R 東海労働組合
発行 淵上 利和
編集 斉藤 孝紀

2024年度新賃金配分第2回団体交渉 上には厚く下には薄い配分 等級別の格差が更に拡大！ 本部は持ち帰り検討！

本部は4月9日、2024年度新賃金配分に関する申し入れ（『申第12号』）に基づく第2回団体交渉を開催しました。会社は、新賃金配分について「35歳ポイント7,000円（2.2%）の配分を「社員の基本給に、等級及び区分に応じた額を加算する」と回答しました。本部は、「組合が要求した一律の配分とはなっていない。昨今の物価高騰はみんな影響を受けている。みんなが努力しているにも関わらず、更に格差が広がった。回答には不満である」と会社回答に対して対立を通告し持ち帰り検討としました。

〈会社回答〉

令和6年度の賃金改訂について、次のとおりとする。

1 在籍者への加算

令和6年4月1日に在籍する社員（試用社員を含む）及び専任社員の令和6年4月1日現在異動後の基本給に、等級及び区分に応じて別表1のと通りの額を加算する。

2 初任給額

賃金規程第13条及び第14条に定める初任給額を別表2及び別表3のとおりとする。

- | | |
|---|--|
| 3 | 昇格時昇給額
賃金規程第30条に定める昇格時昇給額を別表4のとおりとする。 |
| 4 | 専任社員の基本給額
専任社員就業規則別表1及び附則（令和5年5月10日社通達第18号）
第2項に定める基本給額を別表5及び別表6のとおりとする。 |
| 5 | 実施時期
令和6年4月1日から実施する。 |
| 6 | 精算日
令和6年6月25日以降準備でき次第とする。 |

以上

※別表1～6は4ページ以降、掲出

《主な議論》

会社：基本給について、平成18年度の努力した者が報われる人事・賃金制度改革の趣旨を損なわないように配分をしている。専任社員に関しては、基本給は35歳ポイントの基準内賃金に3.3%を乗じて算定している。初任給は別表1のそれぞれの等級に応じて加算している。昇格時昇給額にあたっては、等級間差額が生じている昇格部分に対して、その差額を加算する。

組合：J1とL3では5,600円もの差がある。組合は、一律で7,000円、J1もL3も7,000円を貼り付けても賃金カーブも底上げしただけで変わらないと認識する。格差を付ける必要はない。努力した人が報われると言っているが、等級の高い人は努力した人でJ1は努力していないとしか見えない。格差を付ければそうなる。一律で配分するべきだ。

会社：7,000円の定額一律という考え方はある。しかし、そうなれば等級間の比率ということが制度改革時とズレてくる。あくまでも比率を維持していく。だから一律の配分ではなく等級間比例でそれを維持していく形で示している。

組合：J 1 から L 3 で比率は一緒なのか。比率を維持するためと言っているが 3 5 才で 7, 0 0 0 円は 2. 2 % であると言っているが、J 1 も L 3 も 2. 2 % 上がるという理解で良いのか。

会社：そうではなくて、手法としては、平成 1 8 年度人事・賃金制度の改正からスタートして、これまでのベア額を全部足すと 1 8, 4 0 0 円になる。これを S 2 等級に反映させる。ここを中心として当初の初任給と昇格昇給額の累計の合計の比率というものを出す。それに応じて等しくなるように等級毎に配分をしていく。今回の配分額いわゆる等級毎の加算額を決めるにあたって、昨年以前のベア額を除くと元々の制度開始時のいわゆる賃金カーブのバランスが保持される形で基本給額を計算できる。

組合：昨年と一緒の計算式か。

会社：昨年と一緒である。

組合：例えば、7, 0 0 0 円のうち 5, 0 0 0 円を一律に貼り付ける。残り 2, 0 0 0 円を率で配分するということは考えなかったのか。

会社：一つの考え方としてはある。制度開始時の等級間の比率を維持しつつ、努力した者が報われるという趣旨で比率を維持することが重要だと考えた。

組合：専任社員について、専任 I の 6, 7 0 0 円は 3. 3 % を上げて 2 0 7, 1 0 0 円ということで良いのか。

会社：そうである。

組合：いずれにしても、等級間の比率と言っているが、上と下では 5, 6 0 0 円もの差があるということは、格差ベア以外の何物でもない。若い人、J 等級の人たちは「何だこれ！」と思う。組合としては、一律を要求する。高い人はより高く、低い人はより低く貼り付け、格差を付けるようでは、離職が進むし、職場内でギクシャクもする。若い人の間で不満が渦巻く。物価高では均等に降り掛かる。会社の配分の仕方はおかしい。やるべきことは一律で貼り付けるべきである。対立を確認し、持ち帰り検討とする。

以 上

※回答内容の詳細については、次ページ以降の回答資料別表を参照して下さい。

令和6年度賃金改訂について

令和6年4月9日
東海旅客鉄道株式会社

令和6年度の賃金改訂について、次のとおりとする。

1 在籍者への加算

令和6年4月1日に在籍する社員（試用社員含む）及び専任社員の令和6年4月1日現在異動後の基本給に、等級及び区分に応じて別表1のとりの額を加算する。

2 初任給額

賃金規程第13条及び第14条に定める初任給額を別表2及び別表3のとおりとする。

3 昇格時昇給額

賃金規程第30条に定める昇格時昇給額を別表4のとおりとする。

4 専任社員の基本給額

専任社員就業規則別表第1及び附則（令和5年5月10日社通達第18号）第2項に定める基本給額を別表5及び別表6のとおりとする。

5 実施時期

令和6年4月1日から実施する。

6 精算日

令和6年6月25日以降準備でき次第とする。

以上

別表 1：基本給加算額

等級	一般社員	医療社員
J 1 等級	5,300 円	—
J 2 等級	5,700 円	6,100 円
J 3 等級	6,000 円	6,400 円
S 1 等級	6,700 円	6,700 円
S 2 等級	7,000 円	7,000 円
S 3 等級	7,300 円	7,300 円
C 1 等級	8,000 円	7,900 円
C 2 等級	8,400 円	8,100 円
L 1 等級	9,900 円	9,100 円
L 2 等級	10,300 円	9,400 円
L 3 等級	10,900 円	10,900 円
L 4 等級	会社が別に定める。	
L 5 等級		

区分	専任社員
I	6,700 円
II	7,300 円
III	9,500 円
IV	会社が別に定める。
V	6,000 円

別表 2：初任給額（一般社員）

学校別	初任等級	初任給額
大学（大学院に限る。）	S 1 等級	254,900 円
大学、短期大学（修業年限 2 年以上の専攻科に限る。）、高等専門学校（修業年限 2 年以上の専攻科に限る。）	J 3 等級	224,100 円
短期大学、高等専門学校、専修学校（高等学校卒業を入学資格とする修業年限 2 年以上の専門課程に限る。以下、別表 3 において同じ。）	J 2 等級	203,900 円
高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。以下、別表 3 において同じ。）	J 1 等級	184,400 円

（注）学校別は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定められたものによる。以下、別表 3 において同じ。

別表 3：初任給額（医療社員）

学校別	初任等級	初任給額
大学（修業年限 6 年の薬剤師に限る。）	S 1 等級	252,500 円
大学（上記以外の薬剤師に限る。）		245,300 円
大学（薬剤師を除く。）	J 3 等級	234,400 円
短期大学、高等専門学校、専修学校		229,600 円
高等学校、中等教育学校	J 2 等級	208,400 円

（注）採用日において、該当する職種の免許を受けていない者は見習発令を行うこととする。
 この場合の初任等級及び初任給額は、該当する職種の免許を受けるまでの間、別表 2 に掲げる初任等級及び初任給額を適用する。

別表 4：昇格時昇給額

昇格区分	一般社員	医療社員
J 1 等級→J 2 等級	9,900 円	—
J 2 等級→J 3 等級	10,400 円	7,700 円
J 3 等級→S 1 等級	19,700 円	10,900 円
S 1 等級→S 2 等級	10,400 円	8,800 円
S 2 等級→S 3 等級	10,900 円	8,800 円
S 3 等級→C 1 等級	20,800 円	16,400 円
C 1 等級→C 2 等級	11,000 円	9,800 円
C 2 等級→L 1 等級	43,800 円	27,400 円
L 1 等級→L 2 等級	14,200 円	10,900 円
L 2 等級→L 3 等級	19,700 円	18,000 円
L 3 等級→L 4 等級	会社が別に定める。	
L 4 等級→L 5 等級		

別表 5：基本給額（専任社員）

区分	対象	月額
I	賃金規程第 9 条別表第 1 中 J 1～S 3 等級相当職にあった者	207,100 円
II	賃金規程第 9 条別表第 1 中 C 1、C 2 等級相当職にあった者	218,400 円
III	賃金規程第 9 条別表第 1 中 L 1、L 2 等級相当職にあった者	234,500 円
IV	上記 I～III 以外の職にあった者	会社が決定する。
V	上記 I～IV にかかわらず、定年退職時に次のいずれかに該当する者 (1) 就業に支障がある健康状態又は勤務状況の者 (2) 定年退職までの勤務成績が特に劣悪な者 (3) 就業に必要な意欲・能力を欠いた者	184,200 円

※区分 V に該当する場合、原則として役付手当は支給しないものとする。

別表 6：基本給額（生年月日が昭和 36 年 4 月 1 日以前の者で、かつ、別表 5 に定める区分 I 及び区分 II に該当する者）

(1) 昭和 36 年 4 月 1 日以前の者

区分	適用期間	月額
I	64 歳に達する日の属する月まで	207,100 円
	64 歳に達する日の属する月の翌月以降	185,200 円
II	64 歳に達する日の属する月まで	218,400 円
	64 歳に達する日の属する月の翌月以降	207,700 円

